

委託業務特記仕様書（電気設備保守点検業務）

（令和6年7月1日以降適用）

（本業務の実施について）

第1条 本業務は、徳島県が管理する小鳴門大橋の電気設備保守点検を行う業務である。本業務は、本仕様書によるほか、本仕様書に定めのない事項については、「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」、「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）によるものとする。

（本業務内容について）

第2条 本業務で行う電気設備保守点検の内容は次のとおりとする。

点検項目	点検頻度	点検内容	点検箇所
避雷設備	業務期間中1回	別添「点検記録表」による	別添「電気設備位置図」による
航空障害灯設備	業務期間中1回	〃	〃
航路標識設備	1ヶ月点検、2ヶ月点検 6ヶ月点検、年点検	〃	〃

なお、点検時期については監督員との協議により、決定するものとする。また、現地状況により、上記以外に作業を指示する場合がある。

（現場責任者について）

第3条 受注者は、公共施設維持管理業務（除草・剪定等）委託（請負型）契約書第6条第1項に基づき、「現場責任者届」をこの契約を締結した日の翌日から起算して10日以内（徳島県の休日を含める条例（平成元年徳島県条例第3号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）（10日以内に現場作業を開始する場合は、作業開始の前日まで）に監督員へ提出し、確認を受けなければならない。

なお、この「現場責任者届」の提出後、その内容を変更しようとする場合は、監督員と協議しなければならない。また、監督員との協議により変更が認められたときは、変更日から10日以内に監督員に変更した「現場責任者届」を提出し、確認を受けなければならない。

2 受注者は、前項の「現場責任者届」に次のものを添付しなければならない。

(1) 現場責任者と受注者との直接的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）

<直接的な雇用関係>

現場責任者と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含まない。

(2) 資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写しを、建設業法第7条第2号イ、ロ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経験証明書を添付すること。

(業務計画書の提出)

- 第4条** 受注者は、この契約を締結した日の翌日から起算して10日以内（徳島県の休日
を定める条例（平成元年徳島県条例第3号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）（1
0日以内に現場作業を開始する場合は、作業開始の前日まで）に設計図書に基づいて業
務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務計画書を受理した日から7日以内
に、受注者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この契約書の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合におい
て、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務計画書の再提出を請求
することができる。この場合において、第1項中「この契約を締結した日の翌日から」
とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
- 4 業務計画書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(業務工程表)

- 第5条** 受注者は、この契約を締結した日の翌日から起算して10日以内（徳島県の休日
を定める条例（平成元年徳島県条例第3号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）
（10日以内に現場作業を開始する場合は、作業開始の前日まで）に、設計図書に基づ
いて業務工程表を所定の様式により作成し、監督員に提出しなければならない。
- 2 受注者は、契約変更時の残期間が30日未満となる場合、工程に影響がない軽微な数
量の増減となる場合の変更工程表について、監督員への提出を省略することができる。
ただし、監督員から提出の指示がある場合については、省略することができない。

(作業時の安全対策)

- 第6条** 作業時は他の車両・歩行者等の通行に注意し、現場安全の確保に努めること。
また、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に
「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

(委託の検査)

- 第7条** 受注者は、業務を完了したときは、業務完了報告書に業務の内容に応じて次の
関係書類を添えて発注者に提出するものとする。
なお、業務の完了を監督員が確認するまで、業務完了報告書を提出することができな
い。
- (1) 作業記録
 - (2) 記録写真
 - (3) 打合せ簿
 - (4) 墜落防止チェックシート
 - (5) 各種申請書・許可証、契約書（写）
 - (6) 安全訓練等の記録
 - (7) その他監督員が必要と認めた書類

(熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行)

- 第8条** 本工事は、日最高気温が30℃以上の真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を行
う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領（以

下「試行要領」という。)」を適用する。

- 2 施工箇所点在型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が 30℃以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。
- 3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。
- 4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。

なお、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温(日最高気温 30℃以上対象)または環境省公表の観測地点の暑さ指数(WBGT)(日最高 WBGT25℃以上対象)を用いることとする。

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

(資材価格高騰に対する特例措置)

第9条 本業務は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。

- 2 本業務は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

(暫定単価方式の試行)

第10条 本業務は、当初発注手続きの簡素化及び早期発注の観点から、暫定の単価及び歩掛(以下「暫定単価」という。)を使用して積算した「暫定単価方式」の試行業務である。

- 2 特別調査及び見積りが必要な単価や歩掛については、過去の類似案件を参考に暫定単価を設定し、積算している。
- 3 設定した暫定単価は、見積参考資料に示す。
- 4 契約後、暫定単価は、適切な単価及び歩掛に変更するものとする。

特記仕様書(点検記録表)

電気設備保守点検業務

項目

- 小鳴門大橋
- ① 避雷針設備
 - ② 航空障害灯設備
 - ③ 航路標識設備

① 避雷針設備

避雷針設備

・避雷針及びアース線 目視確認

確認箇所		判定
P8	避雷針取付状態及びアース線端子の締め付け状態	
P9	避雷針取付状態及びアース線端子の締め付け状態	

② 航空障害灯設備

航空障害灯設備 点検項目表

機 器 名 称	数 量	単 位	備 考
キセノンランプ	1	組	ランプ交換
閃光装置の確認	2	箇所	主塔2基
管制器・周辺照度検出器の確認	1	箇所	現地
分岐中継箱の確認	1	箇所	現地
運転動作	1	式	現地

1. 保守及び交換部品の確認

(1) 保守部品

	部品名	記号	定格	数量
1				
2				
3				
4				
5				

(2) 点検時交換部品

	部品名	記号	定格	交換個所	数量	交換理由
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

(3) 次回交換を要する部品

	部品名	記号	定格	交換個所	数量	交換理由
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

3. 分岐中継箱及び電線管の確認

(1) 分岐中継箱

確認項目			判定	備考
1	据付	据付ボルトの締め付け		
2	内・外装	機構上の破損の有無		
		ネジの脱落の有無		
		塗装の剥がれ・腐食の有無		
		パッキンのひび・剥がれの有無		
		雨水進入の形跡の有無		
3	電気回路	配線の緩み・断線の有無		
4	清掃	盤内・外部		

(2) 電線管

確認項目			判定	備考
1	据付	据付ボルトの締め付け		
2	内・外装	構造上の破損の有無		
		ネジの脱落の有無		
		塗装の剥がれ・腐食の有無		
		パッキンのひび・剥がれの有無		

4. データ測定

測定箇所			基準値	測定値	判定	備考
管制器	R - S		200V±10%			
	絶縁抵抗測定 P8 高島		500Vにて1MΩ以上			
	絶縁抵抗測定 P9 明神		500Vにて1MΩ以上			
閃光回数測定(1分間)			42±2 回			
時間計の記録						
閃光装置電源部	P8 高島	U-V	100V±10%			
	P9 明神	U-V	100V±10%			

③ 航路標識設備

日常巡視点検チェックリスト(1回/1ヶ月)

令和 年 月 日

No.	対象	点検箇所	要 点	結 果	処 置
1	箱 体	外部一般、扉	損傷		
			異音		
			汚損		
2	表示灯	外部一般	損傷		
		ランプチェック	表示		
3	内外一般	周囲温度	40℃以下		
		結 露	無い		
		異 物 等	無い		
		小動物の進入	無い		
		塗装のキズ	無い		

日常巡視点検チェックリスト(1回/2ヶ月)

令和 年 月 日

No.	対象	点検箇所	要 点	結 果	処 置
1	箱 体	外部一般、扉	ゆるみ		
			損傷		
			異音		
			汚損		
2	端子部	入力端子 出力端子 接地端子	ゆるみ		
			変色		
			損傷		
3	配線用遮断器	外部一般	異音		
			異臭		
4	変圧器	外部一般	ゆるみ		
			異音		
			異臭		
5	サージアブソーバー	外部一般	変色		
			損傷		
6	表示灯	外部一般	損傷		
		ランプチェック	表示		
7	内外一般	周囲温度	40℃以下		
		結 露	無い		
		異 物 等	無い		
		小動物の進入	無い		
		塗装のキズ	無い		

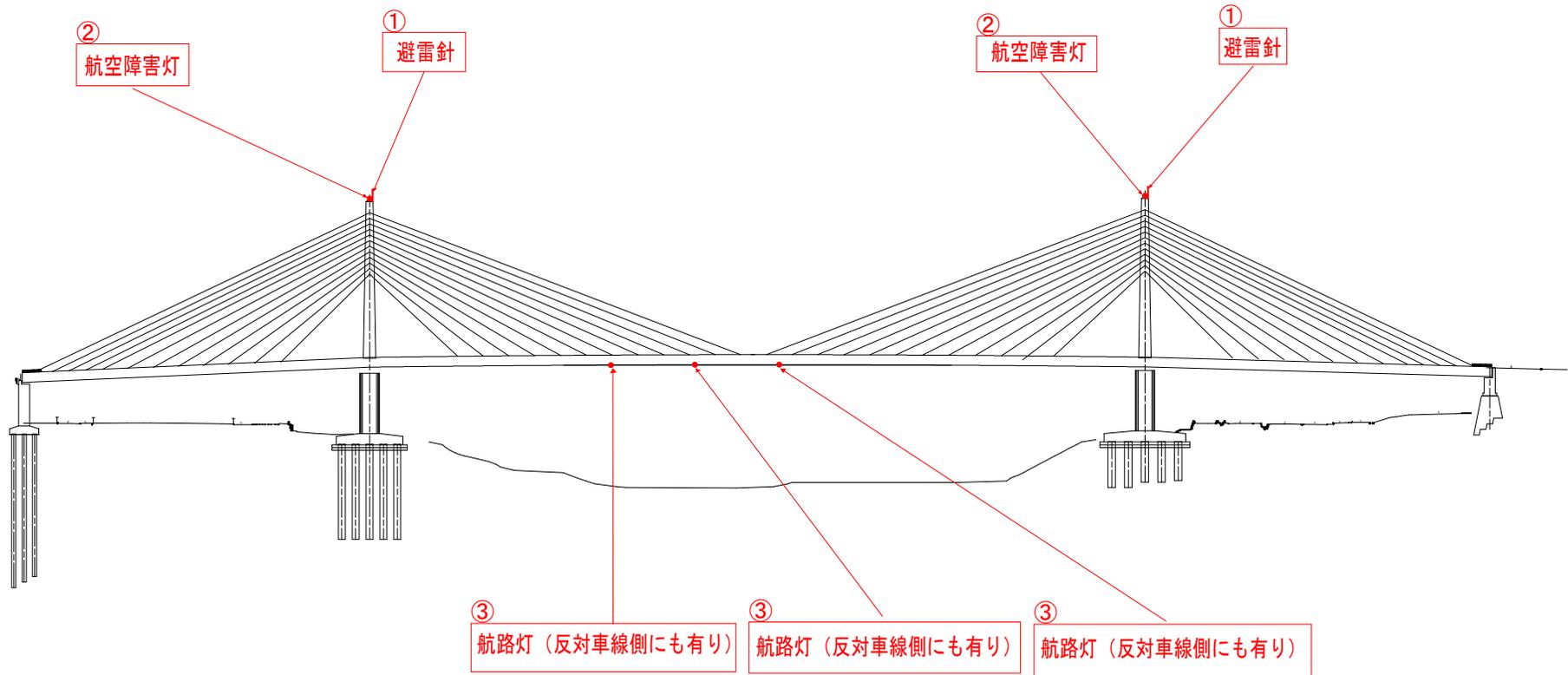
航路標識制御盤

6ヶ月・12ヶ月 点検

点検日 令和 年 月 日

No.	対象	点検内容	判定基準	判定結果	
1	制御盤入力	T B 1 R - S 間	200V ± 10%		
2	左側端灯 L 1 電源	A 1 - B 1 間 (T B 2) 予備灯 (B 1 - C 1)	100V ± 10% (タップによる)		
3	左側端灯 L 2 電源	A 2 - B 2 間 (T B 2) 予備灯 (B 2 - C 2)	100V ± 10% (タップによる)		
4	中央灯 C 1 電源	A 3 - B 3 間 (T B 2) 予備灯 (B 3 - C 3)	100V ± 10% (タップによる)		
5	中央灯 C 2 電源	A 4 - B 4 間 (T B 3) 予備灯 (B 4 - C 4)	100V ± 10% (タップによる)		
6	右側端灯 R 1 電源	A 5 - B 5 間 (T B 3) 予備灯 (B 5 - C 5)	100V ± 10% (タップによる)		
7	右側端灯 R 2 電源	A 6 - B 6 間 (T B 3) 予備灯 (B 6 - C 6)	100V ± 10% (タップによる)		
8	制御用12V	端子5 - 6間 (T B 6)	12V ± 5%		
9	断芯機能の 確認	橋梁灯ランプソケットを 1灯はずし、その箇所の “断芯モニタ”が点灯す る事を確認する。 またはT B 2、T B 3で 橋梁灯ランプ出力端子を 任意にはずし断芯を確認 のこと。	断芯が約10秒以内 に表示すること。 確認後は断芯復帰を 押して下さい。		
10	予備灯の動 作確認	上記項目9で、断芯した とき予備灯に切り替わる ことを確認する。	正常に動作すること。		

電気設備位置図 S=1:600
(小鳴門大橋)



業務名	R8徳土 鳴門公園線 (小鳴門大橋) 鳴・瀬戸明神他 電気設備保守点検業務	
路線名等	鳴門公園線	
業務箇所	鳴門市瀬戸町明神他 (小鳴門大橋)	
図面名	電気設備位置図	
縮尺	1:600	図面番号
会社名		
事業者名	徳島県県土整備部 徳島県東部県土整備局〈徳島〉	